

# 貸金業法が 大きく変わります！ あなたは大丈夫ですか？

貸金業法：消費者金融などの貸金業者の業務等について規制する法律です。平成18年に成立、平成22年6月18日に施行されます。

**借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、ここが変わります！**

■ **借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。**

※ 貸金業者からの借入れに限ります。すでに借りている分については、契約のとおり返済すれば問題ありません。なお、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等からの借入れについては、この制限はありません。

■ **借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。年収を証明する書類がないと、借りられなくなる可能性があります。**

※ 専業主婦(主夫)の方は、少なくとも、配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書などが必要です。個別のお取引については、お取引先の貸金業者にお問い合わせください。



「今、借りているお金はどうなるの？」  
「これから借りるときはどうするの？」

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。

[www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)



## 借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

○ お住まいの都道府県・市区町村、最寄りの財務局に相談窓口が設置されています。お気軽にご相談下さい。(秘密は厳守します。)

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。

消費者ホットライン(消費生活相談窓口)

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを  
0570-064-370

金融庁・金融サービス利用者相談室

0570-016-811・03-5251-6811

法テラス・コールセンター

おなやみなし  
0570-078374・03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の相談センター(0570-051-051)、(財)日本クレジットカウンセリング協会(03-3226-0121)でも相談できます。



## 改正貸金業法の概要

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

この貸金業法が、**大きく変わります**。

利用者の皆さんが安心して借りられるように、次の点が変わることとなりました。

### 1 総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

### 2 上限金利の引下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

### 3 貸金業者に対する規制も厳しく

- 法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

## 重要なポイント

- 借入れは年収の3分の1まで
- 借入れには年収の証明が必要
- ヤミ金融からは絶対に借りないで！  
(無登録の業者など)
- 困ったら、あせらないで、まず相談

## 困ったときの相談窓口

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。

### 財務局の多重債務相談窓口

- ・北海道財務局 ..... 011-807-5145
- ・東北財務局 ..... 022-266-5703
- ・関東財務局 ..... 048-600-1113
- ・北陸財務局 ..... 076-292-7951
- ・東海財務局 ..... 052-951-1764
- ・近畿財務局 ..... 06-6949-6875
- ・中国財務局 ..... 082-221-9206
- ・四国財務局 ..... 087-831-2155
- ・九州財務局 ..... 096-351-0150
- ・福岡財務支局 ..... 092-411-7291
- ・沖縄総合事務局 ..... 098-866-5070

### 地方自治体の消費生活相談窓口

- ・消費者ホットライン ..... 0570-064-370  
ゼロ・コーナ・ゼロ 守ろうよ みんなを  
※身近な消費生活相談窓口をご案内します。

### 法テラス

- ・法テラス コールセンター --- 0570-078374  
法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、■ 無料法律相談 ■ 弁護士・司法書士費用の立替えを行います。利用には、収入等が一定額以下であるなどの条件を満たす必要があります。

### 日本貸金業協会

- ・日本貸金業協会 相談センター --- 0570-051-051

### (財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・東京センター ..... 03-3226-0121

最寄りの弁護士会・司法書士会でも相談できます。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。

[www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)

貸金業法が  
大きく  
変わります！  
あなたは大丈夫ですか？



消費者金融などを利用する方は必読！  
借入れのルールが大きく変わります！